

2024年1月4日

「当社の個人情報保護宣言」および「『個人情報の保護に関する法律』に基づく公表等事項」一部改正のお知らせ

当社ホームページで公表している「当社の個人情報保護宣言」および「『個人情報の保護に関する法律』に基づく公表等事項」について一部改正いたします。

改正内容についてご不明な点やご意見等がございましたら、お手数ですが、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

十六電算デジタルサービス株式会社 総務部 個人情報保護対策室

電話番号 058-262-1116

【受付時間】 9:00～17:00（休業日は除く。）

今後も、お客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以 上

「当社の個人情報保護宣言」および「『個人情報の保護に関する法律』に基づく公表等事項」一部改正について

当社は、お客さまの個人データ（個人番号 [マイナンバー] は除きます）について、以下のとおり、業務上必要な範囲において、外国においてお客さまの個人データを取り扱うこと、及び外国にある第三者に提供することがございます。つきましては、個人情報保護法第28条2項に基づき、提供先にかかる情報を、下記のとおりご案内いたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

I. 外国における個人データの取扱い

当社は、外国に所在するクラウドサービス提供事業者のクラウドサービスまたはデータ所在地が外国であるクラウドサービスを利用するため、当該クラウドサービスを提供するクラウドサービス提供事業者が提供するサーバーに個人データを保管しています。

当社は、当該クラウドサービス提供事業者との間の契約で、当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないことを規定するとともに、当該クラウドサービス提供事業者に対して当該個人データへのアクセスを制御し、セキュリティを確保する適切な措置を講じることを求めています。当該クラウドサービス提供事業者の所在する国およびデータの所在国ならびに当該外国の個人情報保護に係る制度の概要は以下のとおりです。

①クラウドサービス提供事業者の所在する国・地域およびデータの所在国・地域の一覧

北アメリカ	アメリカ（サウスカロライナ州、アイオワ州、オレゴン州、ジョージア州、ネバダ州、アラバマ州、カロライナ州、ヴァージニア州、オクラホマ州、テキサス州、テネシー州、オハイオ州、ネブラスカ州）
南アメリカ	チリ
ヨーロッパ	アイルランド、オランダ、フィンランド、ベルギー
アジア	台湾、日本、シンガポール

※当社において個人データを保管するサーバーの所在国を指定することができないため、当該所在国となる可能性がある国・地域を記載しております。

※当社が、上記以外の地域・国におけるデータの所在を把握した場合には、速やかに公表を行うものとします。

②上記①の各国における個人情報保護に係る制度の概要

	法令等に定める項目	内容
(1)	当該外国の名称	米国
(2)	当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	下記URLより、個人情報保護委員会が公開している情報をご確認ください。 URL : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

当社の利用するクラウドサービスの提供事業者の所在する国・地域およびデータの所在国・地域には、上記①の米国の州が含まれることから、上記の連邦法の規制に加えて、各州の個人情報の保護に

関する法令・制度が適用される場合があります。

参考として、カリフォルニア州では次の制度が設けられています。

	法令等に定める項目	内 容
(1)	当該外国の名称	米国カリフォルニア州
(2)	当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	下記URLより、個人情報保護委員会が公開している情報をご確認ください。 URL : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf

	法令等に定める項目	内 容
(1)	当該外国の名称	チリ
(2)	個人情報の保護に関する制度の有無	個人情報保護制度が存在する。 詳細については、現在、個人情報保護委員会により調査中のため、判明次第、情報更新します。

	法令等に定める項目	内 容
(1)	当該外国の名称	欧州
(2)	個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として以下の法令が存在する。 ・一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation) (以下「GDPR」といいます。) https://gdpr.eu/tag/gdpr/ -個人情報保護委員会により、GDPRの適用を前提に、次に掲げる国が個人の権利利益を保護する上で本邦と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として認められています。 アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク

	法令等に定める項目	内 容
(1)	当該外国の名称	シンガポール
(2)	当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	下記URLより、個人情報保護委員会が公開している情報をご確認ください。 URL : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/singapore_report.pdf

	法令等に定める項目	内 容
(1)	当該外国の名称	台湾
(2)	当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	下記URLより、個人情報保護委員会が公開している情報をご確認ください。 URL : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/taiwan_report.pdf

※参考 URL

全国銀行協会「諸外国の個人情報保護制度について」

https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/article/F/17491_foreign_countries_law.pdf

以上